

# 小松市立学校 P T A 連合会

# こども保険だより

第5号

2014年3月3日発行

「まさかのときに  
お子様を守るために」

会長 齋藤 浩

皆様には、日頃よりPTA活動に多大なるご支援  
ご協力を賜り、心から感謝御礼を申し上げます。

さて、小松市立学校PTA連合会が運営しており  
ます「小中学生総合補償制度（自転車、こども総合  
保険）」につきまして、毎年多くのご利用をいただい  
ておりますが、この制度の最大の利点は、

電話だけで保険金請求（5万円上限）ができるシス  
テムがあることと、個人賠償責任補償に示談交渉サ  
ービスが付帯されていることです。よい保険制度と  
は、有事の際、いかにスムーズに、かつ適切な対応  
をしてくれるかに尽きると思います。もちろんあつ  
てはならないことですが、当制度の対応、内容は優  
れていますので安心してご利用いただけます。

また、この制度は自動継続システムとなっております、  
その仕組みを裏面に詳しく表記致しました。是非一  
度ご確認ください。

本制度がより多くの保護者の方々にとりまして有  
益なものになればと願っております。  
よろしくお申し込み申し上げます。

平成25年度版

団体割引適用・健康・医療相談サービス無料セット

小松市立学校PTA連合会  
『小・中学生総合補償制度』のご案内  
(こども総合保険・自転車総合保険)

◆おあいさつ◆

保護者の皆さまへ  
お子様の入学・ご進級にあたりたいと思います。  
また卒業よりPTA活動にご理解とご協力を賜りたくお願い申し  
上げます。  
さて例年この時期にご案内しております「小・中学生総合補  
償制度」も規定の更新を遂行し、毎年の約6,000名近い会員のご利用に  
ご協力いただいております。  
また昨年度は約40名、約500万円超の保険金赔付(3日以内)  
が、会員の皆様のご利用を目的とした補償制度としてお成  
立を賜りました。  
昨年、お子様の活動範囲がますます広がる中で、24時間・日本  
国内外を問わず「個人賠償責任補償」や「健康・医療  
相談サービス」(旅行医療相談)、「地震・火災・盗難」等  
に加え、補償範囲は、お子様の万が一の場合の対応としてお成  
立いただいたものとご認識しております。  
ぜひこの機会にご加入されることをお勧めいたします。  
また、お子様の様子がご心配なご家庭も是非お申し込みください。

小松市立学校PTA連合会 会長 齋藤 浩

① 親心プラン  
日常生活の一環で起こるお子様の  
怪我やケガを補償する「個人賠償責任補償」  
補償限度額500万円(1,000万円  
オプションあり)  
(BW-AW・SW-VWプラン)

② 地震・噴火・  
津波補償プラン  
健康・医療  
相談サービス  
も充実!

24時間・年中無休

一度で加入されますと、申請簡単  
毎年のお申込みは不要です  
まで自動更新されますので

学校提出締切日	補償開始日 (保険期間は1年間)	年割制度料金 口座引落し日	加入者証送付時期 (郵便でお届け)
学校の提出日 にご確認ください	5月9日(水) 午後5時以降の受付	6月27日(水)	6月中旬頃 (ご自宅へ郵送)

※この制度は、小松市立学校PTA連合会が運営する「小・中学生総合補償制度」の一部です。この制度は、小松市立学校PTA連合会が運営する「小・中学生総合補償制度」の一部です。この制度は、小松市立学校PTA連合会が運営する「小・中学生総合補償制度」の一部です。

## これは便利！ 個人賠償責任補償の示談交渉サービス

### 個人賠償責任補償とは？

個人賠償責任補償とは、日常生活中にお子さまやそのご家族が、あやまって他人にケガをさせたり、他人の物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償費用や訴訟費用などをお支払する補償です。

### 【事故例】

- \*自転車で歩行者に衝突し、ケガ・死亡させた。 \*ベランダから落とした物が歩行者に当たった。
- \*子どもがケンカをして相手にケガをさせた。
- \*飼い犬が歩行人に噛み付いた。
- \*子どもが友人宅のテレビにぶつかって壊した。



### 示談交渉サービスとは？

賠償事故の際、ご自身が直接被害者と交渉しなければいけないところを、自分に代わって保険会社が相手と折衝してくれるサービスで、被害者との交渉や過失割合、損害賠償金、慰謝料の算定など全て一括してとり行ってくれます。

### 参考

一事故あたりの各プラン支払限度額

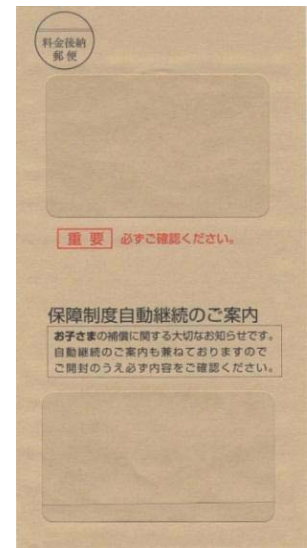
プラン	J	B・BW	A・AW	S・SW	V・VW
限度額	2,000万円	5,000万円	1億円	1億円	1億円

昨年、県内で自転車事故による5000万円超の高額賠償事故がおきてます。万一のためにおススメします。

# 自動継続システム

## ※ プランの変更等各種変更手続きはこの書類でしか出来ません

ご加入の皆様のもとに、継続案内が3月上旬より順次発送されております。  
必ず開封していただき、ご確認下さいませようお願い申し上げます。  
(中学卒業まで補償のため中学3年生の方には発送されません)



この様な封書にてご案内しております。

### ① 昨年と同じ内容でご継続される場合

お手続きは不要です。このまま自動的に継続いたします。

### ② 加入プランの変更 住所の変更(小松市内)の場合

Jプラン加入の方で、自転車以外での事故報告が多発しています。  
是非この機会に総合タイプ(B,A,S V,BW,AW,SW,VW)への変更をご検討下さい。

継続案内の中に入っている返信用ハガキにて必要事項をご記入・ご捺印の上、ご返信下さい。  
◎ご変更後の新プランの補償開始は5月8日午後4時からとなります。  
◎ご変更後の新プランの保険料は6月27日にご契約時にご提出いただきました口座より自動引落となります。

### ③ 中学へ進学される場合



進学先の中学校名の登録の必要が必要で  
進学してもプラン等同じ内容で自動継続されます。  
必ずご返信下さいませようお願い致します。

継続案内の中に入っている返信用ハガキにて必要事項をご記入・ご捺印の上、ご返信下さい。

### ④ 引落口座を変更したい場合

継続案内の中に入っている返信用ハガキにて  
必要事項をご記入・ご捺印の上、ご返信下さい。  
変更するための所定の用紙をお送りいたします。

お手続きが遅れますと変更できない場合がございます。早めにご対応下さいませようお願い致します。

### ⑤ 小松市外へ引越する場合・小松市立以外の小中学校へ通学する場合

この補償制度は小松市立学校の小中学生が対象となっております。小松市立以外の小中学校に通学される場合は、対象外となるため、ご継続できません。  
ご記入・ご捺印の上、ご返信下さい。補償されないのに、加入状態となってしまいます。

### ⑥ ご継続をしない場合

同封の返信用ハガキにて、必要事項をご記入・ご捺印の上、ご返信下さい。

※⑥番のお手続きをされないと、5月8日よりご加入のプランにて2013年度の補償内容で継続されます。

はがきの締切は4月19日必着です。遅れますとはがきでの変更、または非継続のお手続きができません。所定の用紙にご記入・ご捺印をしていただく必要がございます。  
毎年4月に学校よりパンフレットが一斉配布されます。新規加入の方のみ申込書をご記入いただく事となっております。

申込書や提出封筒にて住所変更、プラン変更、継続しない等の変更は受け付けておりません。

## ～自動継続システム具体例～

- \*プランをJからAプランにかえたい → 上記②参照
- \*引越して住所が変わった(小松市内) → 上記②参照
- \*引越して住所が変わった(小松市外) → 上記⑤参照
- \*継続しない → 上記⑥参照
- \*昨年と同じプランで継続 → 上記①参照
- \*引落口座をかえたい → 上記④参照
- \*中学校へ進学する → 上記③参照